

B. 介護老人保健施設

【加算等】

リハビリテーションマネジメント加算

算定割合は、74.0%（平成18年11月）。

【参考】報酬改定の概要

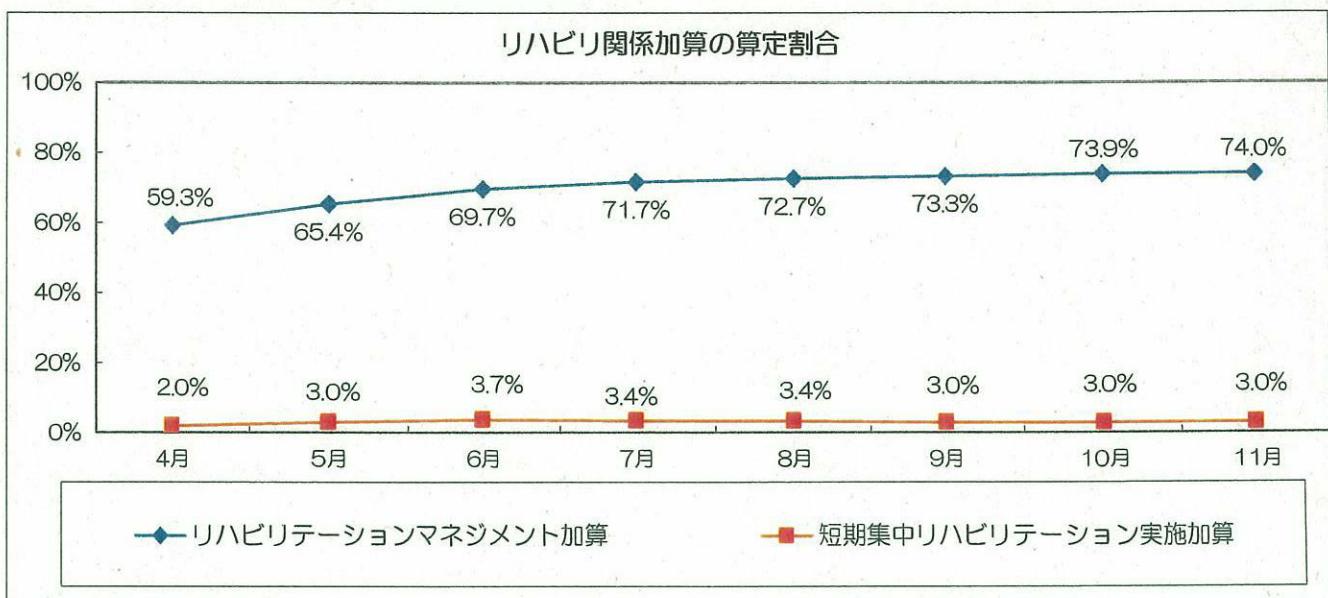
多職種が協働して、個別のリハビリテーション実施計画を策定する等の一連のプロセスを実施した場合の加算を導入。

短期集中リハビリテーション実施加算

算定割合は、3.0%（平成18年11月）。

【参考】報酬改定の概要

個別かつ短期集中的なリハビリテーションを実施した場合の加算を導入。



注) 算定割合は、老人保健施設サービス日数に対する各加算の割合である。

*介護給付費実態調査(平成18年度各月サービス提供分)